○国土交通省告示第七百七十二号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の十一第一項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

船員法施行規則第七十七条の十一第一項の国土交通大臣が告示で定める基準は、同条第二項の規定による認定の申請の日以前五年以内に、船員法（昭和二十二年法律第百号）及び同法に基づく命令について講習を修了したものであることとする。

○国土交通省告示第七百七十三号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の十二第三項第二号及び第四項第二号並びに第十五号表第二号の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

船員法施行規則第七十七条の十二第三項第二号及び第四項第二号並びに第十五号表第二号の国土交通大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について講習を行うものであることとする。

一　特定海域における船舶の基本的な操縦性能

二　海氷における船舶の基本的な操縦性能

三　特定海域における氷の種類及び特性

四　特定海域における非常事態への対応

五　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

○国土交通省告示第七百七十四号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十号表第一号1(3)及び2(3)の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習は、シミュレータその他の適当な施設又は設備を用いて、低引火点燃料船における燃料の補給作業に相当する当該作業を二回以上行うとともに、甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行うこととする。

○国土交通省告示第七百七十五号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の九第一項の規定に基づき、平成八年運輸省告示第五百号（船員法施行規則第七十七条の九第一項の運輸大臣が告示で定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件	船員法施行規則第七十七条の九第一項の運輸大臣が告示で定める基準を定める件
1　船員法施行規則第七十七条の十四第一項の表第一号1に掲げる事項に関する同項の国土交通大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について教育訓練を行うものであることとする。 一～四　（略）	1　船員法施行規則第七十七条の九第一項の表第一号1に掲げる事項に関する同項の運輸大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について教育訓練を行うものであることとする。 一～四　（略）
2　船員法施行規則第七十七条の十四第一項の表第一号2及び3に掲げる事項に関する同項の国土交通大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について教育訓練を行うものであることとする。 一～七　（略）	2　船員法施行規則第七十七条の九第一項の表第一号2及び3に掲げる事項に関する同項の運輸大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について教育訓練を行うものであることとする。 一～七　（略）

○防衛省告示第百三十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成三十年六月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成三十年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成三十年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十二日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	横浜市保土ケ谷区西谷町一一九三番二から区西谷町一二四三番一まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十二日

○関東地方整備局告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十六号

二　占用を制限する区域

横浜市保土ケ谷区西谷町一一九三番二から同市保土ケ谷区西谷町一二四三番一まで

三　図面縦覧場所

関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

四　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。